

内閣参質一八七第五六号

平成二十六年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
麻生太郎

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出中国サンゴ密漁船に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出中国サンゴ密漁船に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの具体的な監視体制を明らかにすることは、今後の監視・取締活動に支障を来すおそれがあることから、差し控えたいが、海上保安庁においては、小笠原諸島周辺海域において、大型巡視船や航空機を集中的に投入した特別な体制をとっており、水産庁が派遣している漁業取締船等と連携し、外国漁船の監視・取締りを強化している。また、警視庁においては、平成二十六年十月三十一日に警察官二十八名を同庁小笠原警察署に派遣してパトロール活動を強化するなど、住民の安全・安心を確保するために必要な対応を行っているものと承知している。

二について

お尋ねの「監視や警備の応援」としての「海上自衛隊の出動」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として言えば、海上における外国漁船の監視・取締りについては、水産庁、海上保安庁等において実施しており、御指摘の「かなりの密漁を許している」ことについても、水産庁、海上保安庁等の関係機関が連携しつつ対応しているところである。

三について

政府としては、小笠原諸島周辺海域で中国船籍のサンゴ船とみられる船舶を確認して以降、累次にわたる外交ルートを通じ中国政府へ再発防止について申入れを行ってきている。

引き続き、水産庁、海上保安庁等の関係機関により、我が国の国内法令にのっとり厳正かつ適切に対応を行いつつ、今後の中国船籍のサンゴ船とみられる船舶の動向を注視しながら、必要に応じ、中国政府に對して再発防止を申し入れていく所存である。